

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の改正（平成 25 年 5 月 31 日施行）概要

1 目的の見直し

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成 32 年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成及び都道府県知事による特定増殖事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することが目的とされた。（第 1 条関係）

2 定義

「特定間伐等」、「特定母樹の増殖」及び「特定増殖事業」が定義された。（第 2 条関係）

3 基本指針の見直し

農林水産大臣は、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないこととし、当該基本指針に定める事項に、特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項、特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項等が加えられた。（第 3 条第 1 項及び第 2 項関係）

4 基本方針の見直し

都道府県知事は、基本指針に則して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は当該区域内における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針を定めることができることとし、当該基本方針に定める事項に、特定母樹の増殖の実施の促進の目標、特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項等が加えられた。ただし、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針においては、特定間伐等の実施の促進に係る事項を定めれば足りることとなった。（第 4 条第 1 項及び第 2 項関係）

5 特定増殖事業計画の認定等

- (1) 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に定められた特定増殖事業の実施方法に関する事項に基づいて特定増殖事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができることとし、特定都道府県知事は、当該特定増殖事業計画が特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に照らし適切なものである等の場合に、その認定をすることとなった。（第 9 条第 1 項及び第 3 項関係）
- (2) 特定増殖事業計画には、特定増殖事業の目標、増殖する特定母樹の種類等を記載しなければならないこととなった。（第 9 条第 2 項関係）
- (3) 認定を受けた特定増殖事業計画の変更及び認定（変更の認定を含む。）を受けた特定増殖事業計画（以下「認定特定増殖事業計画」という。）の認定の取消しについて規定された。（第 10 条関係）

6 林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例

5の(1)の認定を受けた者(以下「認定特定増殖事業者」という。)が認定特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間が延長された。(第11条関係)

7 生産事業者の登録等の特例

- (1) 特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について5の(1)の認定を受けたときは、当該認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であって、林業種苗法第10条第1項の登録を受けなければならないものについては、同項の規定により登録を受けたものとみなして、同法第12条第1項及び第2項並びに第13条から第16条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用するものとなった。(第12条第1項関係)
- (2) 特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について5の(1)の認定を受けたとき、又は認定特定増殖事業者がその認定特定増殖事業計画について5の(3)の変更の認定を受けたときは、これらの認定に係る認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であって、林業種苗法第13条第1項の規定による届出及び書替交付の申請をし、又は同条第3項の規定による届出をしなければならないものについては、同条第1項の規定により届出及び書替交付の申請をし、又は同条第3項の規定により届出をしたものとみなすこととなった。(第12条第2項関係)

8 伐採の届出の特例

認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画(地域森林計画の対象となっている民有林において特定母樹を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合に記載する所要の事項に係る部分に限る。)に従って行う立木の伐採については、森林法第10条の8第1項本文の規定は適用しないこととされた。(第13条関係)

9 施行期日

公布の日(平成25年5月31日)から施行